

令和5年第4回臨時会

鬼北町議会会議録

開会 令和5年8月8日

閉会 令和5年8月8日

鬼北町議会

令和5年第4回鬼北町議会臨時会

令和5年8月8日（火曜日）

○議事日程

令和5年8月8日午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第6号 町長の専決処分（鬼北町認定こども園条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第5 議案第53号 工事請負契約（史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事）の締結について
- 日程第6 議案第54号 財産の取得について
- 日程第7 議案第55号 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第56号 鬼北町有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	山本博士	6番	赤松俊二
7番	松下純次	8番	芝照雄
9番	福原良夫	10番	松浦司
11番	末廣啓	12番	程内覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長	兵頭誠亀	副 町 長	井上建司
総務財政課長	水野博光	町民生活課長	善家直邦
森林対策室長	東英範	教 育 長	行定洋嗣
教 育 課 長	谷口浩司		

○議長（程内 覺君）

ただいまから、令和5年4回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時05分 開議）

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和5年第4回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただき、ありがとうございました。

心配しております台風ですが、稲の刈り入れ直前ということもありまして、大変心配をしております。被害が最小限になることを祈るばかりでございます。

さて、梅雨明けして以降、暑い日が続いておりますが、7月25日には近永祭にあわせて「予土線駅前マルシェ in チカナガ」を開催いたしました。当日は長谷川代議士ご夫妻や阿部南予地方局長、坂本松野町長と多くの方々にお越しをいただきました。露店やキッチンカーの他、北宇和高校生のブラスバンド演奏やダンスの披露、商工会による花火大会等コロナ禍以降久しぶりに近永の賑わいを見ることが出来た気がいたします。議員各位をはじめ、多くの方々のご参加本当に感謝申し上げます。

さて、本日の臨時会には、専決処分に伴う条例の一部改正1件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、指定管理者の指定2件を提案いたしております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたしまして、令和5年第4回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、8番、芝照雄議員、9番、福原良夫議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長。

町長、教育委員会教育長を通じ、副町長、総務財政課長、町民生活課長、森林対策室長、教育課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、承認第6号、町長の専決処分（鬼北町認定こども園条例の一部を改正する条例）の承認について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、承認第6号、町長の専決処分（鬼北町認定こども園条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

認定こども園さくらの改修工事請負契約締結に伴い、速やかに工事に着手する必要があるため、緊急を要したので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のうえご承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第23号、鬼北町認定こども園条例の一部を改正する条例について、をご説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の改正につきましては、鬼北町立認定こども園さくら改修工事の工事請負契約締結に伴い当該工事期間中における同園の位置について、閉所した近永保育所を仮園舎とするため、条例の一部を改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正をするものです。1ページをご覧ください。

現行条例の附則に第3項、位置の特例を加え、同条例第3条に規定する認定こども園さくらの位置について、鬼北町大字奈良4070番地から鬼北町大字近永1215番地1とするものです。

新旧対照表での説明は以上です。議案書3ページにお戻りください。附則について説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する、とするものです。

以上で、鬼北町条例第23号、鬼北町認定こども園条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから、承認第6号、町長の専決処分(鬼北町認定こども園条例の一部を改正する条例)の承認について、を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時12分

再開 午前10時09分

○議長(程内 覺君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第53号、工事請負契約(史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事)の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、議案第53号、工事請負契約(史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事)の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事。

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 6,435万円。

4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市2番地1。愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉であります。

なお、詳細につきましては総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第53号、工事請負契約（史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事）の締結について、ご説明いたします。

本契約に関する工事は、等妙寺旧境内の調査で発掘された遺構の保存整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては、事前に配付しております資料をご覧ください。

今回の一般競争入札には、1者の参加がありました。入札参加資格要件は、鬼北町競争参加資格者名簿に登載されたもののうち、建設業法第3条に基づく建設工事業の種類のうち、土木工事業の許可を受けた者で、経営事項審査を受け、宇和島市、鬼北町、松野町内に本店があり、愛媛県建設工事請負業者選定要綱に基づく土木工事業の格付けがA等級以上の者、であることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、7月28日付で同社と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は、99.1%となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほどの説明で、文化庁の令和5年度国庫重要文化財等保存のなんかで活動事業費補助金ということで説明があったんですが、この中のいくらが補助金として出るんでしょうか。

○教育課長（谷口浩司君）

今のご質問に対して、お答えいたしますが、国庫補助金につきまして、文化庁の国庫補助金につきましては、必要とされる地方公共団体が最後の精算になりますので、2分の1が国庫補助になります。最終的にそれが10%減ったりとか、5%減ったりとか、ということになりますので、今の段階でいくらかという積算はできませんので、ご了承願いたいと思います。以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

約2分の1以下ということよろしいですかね。

○教育課長（谷口浩司君）

最高2分の1ということになります。以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了解ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○10番（松浦 司君）

今の説明で、1者入札の99.1%ということでしたが、かなり高止まりになると思いますが、この工事だけに関わらず、最近の公表後の工事に対してかなり高止まりになっているような状況にあらうと思いますが、基本的な町長、考え方をお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

事前公表以降ということやと思うんですけども、やはり一番悩みどころというところがございます。

今回は、一般競争入札で宇和島管内ということにしておりましたけども、それにおいてもなかなか入札者がいなかったというところでの結果ということでありまして、以降につきましても事前公表というところと、少しでも落札率をなんとか抑えたいなというところの努力は惜しまない、というところでご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号、工事請負契約（史跡等妙寺旧境内平坦部A保存整備工事）の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号、財産の取得について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第54号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町書庫に使用する移動書架を整備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 移動書架。
2. 備品内訳 別紙のとおり。
3. 取得金額 5,280万円。
4. 契約の方法 指名競争入札。
5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市保田甲1343番地1。アカマツ株式会社、宇和島営業所。所長、河添伸頭であります。

なお、詳細につきましては、議案書6ページ及び事前にお配りしております資料をご覧ください。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

すみません。聞き逃したかもしれませんが。

入札参加者と落札率言われましたかね。

総務課長説明ありました。なかったな。お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

失礼いたします。

今回の入札につきましては、鬼北町の競争参加資格者名簿、物品委託業務に登載された者の内、事務機器の販売を希望し、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、オフィス家具の取扱業者がある業者7者を指名いたしましたところ、入札の結果6者応札がありまして、その中で予定価格以下で一番低い業者を落札者と決定し、同社と仮契約を締結したものであります。

なお、物品購入でありますので、予定価格を公表しておりませんので、落札率については非公表としております。以上です。

○10番（松浦 司君）

入札がもう執行されてますので、落札率は言われても良いんじゃないですか。

○総務財政課長（水野博光君）

落札率ですけれども、80%台の後半でございます。

○10番（松浦 司君）

了解。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この予算書の中の、2款5目14節の工事請負費の中の一部と解釈してよろしいです

か。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

工事請負費ではなくて、17節の備品購入費の方でございます。

○2番（兵頭 稔君）

これ予算には組んでないんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

6月補正の予算の方へ計上をしております。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○9番（福原良夫君）

これ、図書作動を付けるにあたって、半分ですよ。図書の棚が。後半分は付ける予定とか、そういうのはあるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

失礼いたします。

半分につきましては、一応防災備蓄品の倉庫としておりますので、今後の防災計画にあわせまして、危機管理課と協議をして必要なもの棚あるいは既製品の棚になるかわかりませんが、整備していきたいと考えております。

半分は書庫、半分は備蓄倉庫という計画にしております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号、財産の取得について、を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7、議案第55号から日程第8号、議案第56号までの2件については、関連しているため一括議題とし、提案理由の説明の後、議案ごとに質疑・討論のうえ採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

日程第7、議案第55号から、日程第8、議案第56号までの2件については、関連しているため一括議題とし、提案理由の説明の後、議案ごとに質疑・討論のうえ採決することに決定をいたしました。

日程第7、議案第55号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設の指定管理者の指定について、日程第8、議案第56号、鬼北町有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について、以上2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第55号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設の指定管理者の指定について、日程第8、議案第56号、鬼北町有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について、以上2件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設及び鬼北町有害鳥獣処理施設の指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

まず、7ページの議案第55号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設。

2、指定管理者となる団体の名称 愛媛県今治市八町西3丁目6-30。株式会社ありがとうサービス。

3、指定の期間 令和5年10月1日から令和8年3月31日まで、とするものであり

ます。

次に、8ページの議案第56号、鬼北町有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 鬼北町有害鳥獣処理施設。

2、指定管理者となる団体の名称 愛媛県今治市八町西3丁目6-30。株式会社ありがとうサービス。

3、指定の期間 令和5年10月1日から令和8年3月31日まで、とするものであります。

なお、資料として、基本協定書(案)をお配りしておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

これから、日程第7、議案第55号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番(赤松俊二君)

座ってで良いですか。

ここの中の、指定管理協定書の中で、ちょっとお伺いしたい点があるんですが、このまじ指定管理料が第14条に示されておりますが、予算の範囲内で管理料を乙に支払うとありますが、これについての金額、予算範囲というのは具体的に指定管理料を示されるということとはでないのですか。その点をお伺いします。

○町長(兵頭誠亀君)

森林対策室長が答弁いたします。

○森林対策室長(東 英範君)

ただ今の指定管理料についてのご質問であります。現在指定管理者の候補者の方から事業計画書、収支計画が提出されております。それを精査しまして、9月補正予算に指定管理料については、計上させていただきます。予算成立後、年度協定を締結する予定としております。

○6番(赤松俊二君)

その場合、範囲内ということですので、その辺は、町としても上限を設けているというか、その具体的にはまだわからないということですか。金額的には。

○町長(兵頭誠亀君)

森林対策室長が答弁いたします。

○森林対策室長(東 英範君)

ただ今の具体的な数字でありますけれども、町の方でこの施設を整備する段階での計画の収支の金額、そして今回指定管理者の候補者の方から提出されました収支の計画を照らし合わせまして、精査した後ということになります。なお、計画上町の方で計画しておりました金額については、指定管理料が約700万程度の予定であります。それとの差を精査して9月補正予算に計上する予定としております。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

もう一点お聞きしたいのですが、今後、指定管理者の指定を行う団体の施設管理状況については、適切な履行確認を努めていただきたいと理事者には思っておりますが、その折に議会の方にも施設管理状況についての議会の方にも示していただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

私の公約でもあります鳥獣対策ということでもありますので、その分についてはもちろん、相手方の設定まではですね、本当にデリケートな部分がありましたので、あまりその部分については、他の所には出してなかったんですけども、ただ、水面下でその町が計画しております経費又はランニングコスト、そして、できてきます成果品、ペットフードですね、ここらあたりの販路、そこらあたりも計画と言いますか、今、これまでも十分相談と言いますか、協議いたしておまして、これから先の部分につきましては、議会の方にはですね、議員全体の方にも中身ご検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員が言われるのは、指定管理者の団体の、会社なり団体なりの状況を問われたんですかね。

○6番（赤松俊二君）

要するに、その内容を示して、その指定管理者がどういう経営をして、どういうふうにしてその管理料が、指定管理料がこんだけいりましたという、そういった状況ですよ。ちゃんとその履行、約束をちゃんと守って、このありがとうサービスさんが1年間契約をされていてどういう売り上げがあって、売り上げというか、指定管理業務の範囲、いろんなことが書かれておりますが、そういったことも、やっぱ説明をしていただけたらありがたいなというところです。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長の方が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただ今の履行の確認についてですけども、指定管理料、収入、支出につきまして、年間で報告がされますので、それにつきましては、議会の方にご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他質疑ありませんか。

○4番（中山定則君）

指定管理者について、今回手続きでは公募はされたのかどうか、について質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただ今の中山議員のご質問ですけれども、公募につきましては、5月12日に公募を開始しております。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

公募はこの1者というか、だけだったのか。それと、今回議案としてあげられたわけなんですけど、委員会にかけられていると思うんですけど、その時の状況等説明いただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

今ほど森林対策室長からありましたように、公募した結果、1者の応募がございまして、鬼北町の公の施設指定管理者選定審議会というものがございまして、こちらで委員会を2回開催いたしました。令和5年7月4日と令和5年7月18日。その内2回目の会議の際に、当該業者の方を呼びまして、面接あるいは質疑等を実施を行いました。その後、また更に、業者を席を外していただいたうえで、委員会の中で審議をして、こちらの業者を候補者と決めるということで、決定したうえで町長の方へ報告した、というような流れとなっております。以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

施設管理なんですけど、今現在はまだできてないんであれなんですけど、処理施設だけは建ってるだけで、猟師さんが品物を持って行って放り込んで、書類を書いて帰ってくるという状況になっているんですけど、この管理者ができた場合は、24時間誰かがおるという考え方でしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただ今の、施設での受入れの時間についてですけども、現在も有害鳥獣の処理施設につきましては、ネットワークカメラを設置しまして、役場に置いてありますパソコンの方で確認できる状態としております。現在24時間いつでも受入れが可能な対応としております。今後についても同じ流れとなります。

○2番（兵頭 稔君）

カメラだけでは、この動物はペットフードになる、これは要するに溶解して飼料にする、というふうに二段階になると思うんですよ。それをテレビカメラで、これは肉になります、これは放ります、というのはどうやって判断するんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただ今のペットフードと処理する分との違いですけども、こちらの方はあくまでも、捕獲者の方をお願いをする段階ではありますが、捕獲して止めさしをしてすぐ持ち込まれるものについては、ペットフードとしての受け入れを可能としております。それ以外については、減容化施設に持ち込みをお願いするようなこととなります。なお、ペットフードとして持ち込まれたものにつきましても、解体の作業でその個体の確認をしてペットフードに使える、使えないの判断をして、ペットフードにするか処理するかという流れになります。以上です。

○2番（兵頭 稔君）

猟をされてる方は、要するに、ペットフードに使える分はいくらももらえるという話も聞いたことがあるんですよ。何千円かね。全然だめですよ、と使えんやつは今までどおりということで、そういうふうな状況でお聞きしとんですけど、その辺はどんなんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町内の施設では、そういうことは今までしておりませんので、今議員さんが言われたのは違う町のお話やと思うんですけども、これから先につきましては、東森林対策室長が答弁いたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただ今の金額についてですけども、通常持ち込みをされない場合に加算をしまして、処理施設に持ち込まれた場合は、国の交付金の方が千円上乗せになります。また、ペットフードとして持ち込まれた分については、二千円の上乗せが捕獲者の方に行くという流れになります。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、後でそれはペットフードにならなかったよという方については千円、ペットフードになった方については二千円、というふうに町の方が判断してお金を振り込むということで良いんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

町ではなしに、指定管理者の方でやっていただくということになります。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、鬼北町ジビエペットフード加工処理施設の指定管理者の指定について、を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これから、日程第8、議案第56号、鬼北町有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、鬼北町有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について、を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和5年第4回鬼北町議会臨時会に提案をしておりました案件につきましては、慎重に御審議いただき、原案のとおり承認、議決いただきありがとうございます。

書庫につきましては、12月17日完成を目指して、現在整備中でありまして、完成後

書架の設置を行う予定といたしております。

また、ジビエペットフード加工処理施設につきましては、8月末に完成する予定で10月から運営を開始して有害鳥獣を新たな地域資源として活用していく運びとしております。

さて、県内においては、コロナ感染者が増数しております。議員各位、町民の皆様には、適宜ご注意いただき、ご家族、ご親戚の方々と素敵な伸びやかなお盆をお迎えなられますようお祈りをいたします。今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和5年第4回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立願います。

礼。

（午前10時42分 閉会）

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（8番）

鬼北町議会議員（9番）